

日 総 第 1 1 1 2 0 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日

総 務 政 策 主 監 }  
教 育 長 } 様  
議 会 事 務 局 長 }  
各 所 属 長 }

日野町副町長 岡 村 明 雄

平成 2 3 年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第 7 条の規定に基づき、別紙「平成 2 3 年度予算編成方針」により平成 2 3 年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

## 平成23年度予算編成方針

### 1 国の政策および国内経済の動向について

政府は、平成23年度予算を「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を着実に推進し、元気な日本を復活するための重要な予算と位置づけて予算編成に着手しました。平成22年7月27日には、「平成23年度予算の概算要求組替え基準」を閣議決定し、各省庁に概算要求総額を示すとともに、平成23年度予算は、「財政運営戦略」に基づき歳出の大枠として71兆円(国債費、決算不足補てん繰戻しを除く)堅持しつつ、枠内で1兆円を相当程度超える「元気な日本復活特別枠」を設け、政策コンテストにより予算の配分を決め、再終的な配分は「努力評価制度」を手続きの中に組み込み、決定するものとされています。しかしながら、平成23年度の一般会計概算要求総額は過去最高となる96兆7,000億円余りに上っており、先の「財政運営戦略」で示された71兆円の歳出予算枠を達成できるか、微妙な情勢となっています。

また、平成22年10月8日には、「円高・デフレ対応の緊急総合経済対策」が閣議決定され、地方行政にかかわる部分として、地方自治体での子宮頸がんのワクチン接種の促進、上下水道の耐震化等や認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等の支援、災害発生時の緊急避難地としての都市公園の整備、地域の活性化ニーズに合わせたきめ細かな事業を実施するための「きめ細かな交付金(仮称)」やこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が充分当てられなかった分野への地方の取組を支援する「住民生活に光をそそぐ交付金(仮称)」の創設、地方交付税の増額(平成22年度に全国ベースで3,000億円を交付)、地方公共団体のインフラ整備支援として、「地域活性化交付金(仮称)」の創設が示されています。

国の経済状況は、平成22年10月19日に内閣府が発表した「月例経済報告」では、先行きについては、当面は弱めの動きも見込まれるものの、海外経済の改善や、各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることも注意が必要であるとされています。

滋賀県の経済情勢は、平成22年10月29日に大津財務事務所が発表した7～9月期の滋賀県内経済情勢報告では、県内経済は、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続いているとされ、先行きについては、引き続き円高や、海外経済の動向を注視していく必要があるとされています。総括判断は、4～6月期と変わらず、本格的な経済回復には至っていない状況が続いています。

## 2. 地方財政を取り巻く環境について

総務省の平成23年度の地方財政収支の8月仮試算では、地方歳出の総額は8兆2千400億円であり、給与関係費で5,000億円の減、一般行政経費では、社会保障費関係の地方負担で7,000億円程度の自然増を見込むこと等により、前年比3,000億円程度の増となります。

歳入では、地方税で昨年度比3.2%増の3兆2千920億円、地方交付税は自治体に配分される出口ベースで昨年度比0.2%減の1兆6千860.5億円となっています。これは政府の「中期財政フレーム」において、平成25年度までの地方一般財源総額は、実質的に平成22年度の水準を下回らないように確保するとされていること、および地方税が微増にとどまる見込みであることから、地方交付税も昨年度とほぼ同額が要求されているものです。ただし、国税収入の伸び悩みにより、総務省要求水準の交付税総額の確保には相当高いハードルが予想されます。

また、地方一般財源を平成22年度水準を下回らないよう確保するという事は、同時に今後の地方一般財源の伸びも相当程度見込みにくいということでもあり、社会保障給付の増大や、多額の長期債務の元利償還金などの歳出要因が将来の地方財政を圧迫することが予測され、極めて厳しい状況が続くと見込まれます。今後の国の歳出見直しに合わせ、地方もこれまで以上に、簡素で効率的な財政運営が求められています。

滋賀県においては、平成20年度から平成22年度までの間、毎年400億円を越える財源不足見込により、「滋賀県財政構造改革プログラム」を作成し、収支の均衡を図るための取組が行われました。また、「(仮称)滋賀県行政改革方針」の試算によると、今後、平成23年度から平成31年度までの収支見直しでも、各年度において、145億円から240億円の巨額の財源不足が見込まれるとされています。

このことから、滋賀県では「(仮称)滋賀県行政改革方針」により、財源不足額に対して、収支目標を設定した上で取組を進めることとされ、「(仮称)滋賀県行財政改革方針における事業見直しについて(案)」が提示されています。

その中では、国、県、市町、民間等との役割分担について、専門性や広域性など県の果たすべき役割の観点から、改めて検証を行うことが示されており、見直し事項の中には町財政へ影響が懸念される項目が含まれていることから、県の事業見直しには充分留意をする必要があります。

地方財政には、これまでの国の三位一体改革において地方財政計画が圧縮される中、地方の社会保障関係費等の増加要因があるにもかかわらず、地方交付税が大幅に削減され、慢性的な財源不足が続いています。地方交付税については、本来の役割である、財源調整機能と財源補償機能

が充分発揮されるよう、地方税と併せて、適切な確保を求めていかなければなりません。

また、地方財政に与える影響が大きいものとして、一括交付金、子ども手当、後期高齢者医療制度などは、現段階ではその財源や制度の具体的内容が明らかになっておらず、省庁の概算要求でも事項要求にとどまっているものが多く見受けられます。これらは、引き続き注視が必要です。

地方分権においては、先に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むようにする」ための具体的な方策が進展していくと見込まれます。これからの地方には、これまで以上に、地域の住民が自らの住む地域を自らでつくっていくという「責任」が求められていくことを、改めて認識しなければなりません。

### 3 本町の財政状況と収支見通しについて

平成21年度決算においては、町税は、世界的な景気悪化の影響により、個人住民税、法人町民税をあわせて前年比3億2千万円余りの大幅な減となり、地方譲与税も減少しました。また、地方交付税は、基準財政収入額の減や新たに創設された地域雇用創出推進費により、大幅な増となりましたが、町税の減少幅が大きく、経常一般財源は1億4千万円余りの減となりました。

歳出では、社会保障関係費の増加に伴い、扶助費が年々増加しており、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出など、繰出金も増加傾向にあります。公債費は、町債の新規発行を抑制しつつ、公的資金補償金免除繰上償還を実施したことにより減少しました。また、日野川流域土地改良事業への繰上償還により債務負担行為残高を減少させ、将来の財政負担の軽減を図りました。

また、「自律のまちづくり計画」をはじめ、行政改革大綱やそれに基づく「集中改革プラン」に基づき事務事業の整理合理化や人件費の見直しなどに取り組んだことにより、引き続き実質単年度収支は黒字を確保できました。

しかしながら、町税の減少による町財政への影響は大きく、財政の弾力性を示す経常収支比率は、86.0%となり、昨年度に比べて4.2%上昇しており、財政の硬直化が進んでいます。

地方一般財源の増加を見込むことが困難な中で、財政の硬直化を防ぎ、持続発展可能な財政運営を確立するには、歳入の確保を図るとともに、歳出においても、事業の再編や必要性などの見直しにより経常支出を抑制し、筋肉質な財務体質を構築することが、絶対的な条件となっていま

す。

平成23年度の予算編成にあたり、歳入(一般財源)に関しては、10月の月例経済報告が1年8ヶ月ぶりに下方修正されたことから、景気回復は望み難く、法人町民税、個人町民税とも、本年度に比して更に減収が予測されます。また、消費不況により国税収入の落ち込みも懸念されることから、町に対する地方譲与税や、地方消費税交付金を主とする県税交付金の落ち込みも想定されます。

地方交付税においては、今後の総務省の事項要求により決定されることにより、総額は不透明ですが、概算要求に示された数値では、平成22年度の交付額を上回ることは無いと見込まれます。

一方、歳出に関しては、少子・高齢化などによる社会保障関係費が増大していることから、医療給付費等の扶助費や特別会計への繰出金の増加、投資的経費の増加が見込まれます。

このため、平成23年度の町財政は、現段階では、財源不足が生じることは必至であり、財政調整基金の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できないという非常に厳しい状況を見込んでいます。よって、予算編成過程においても、町税収入の見積もりや国の予算編成および地方財政対策の動向を見極めながら、歳入一般財源を着実に確保しつつ、徹底的に歳出を削減する必要があります。

#### 4 財政健全化に向けた取組について

##### (1) 公債費負担適正化計画について

本町では、平成18年度決算による実質公債費比率が18.0%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定しました。平成21年度決算における当該比率は、15.6%となりましたが、計画最終年度である平成25年度まで、毎年計画の見直しを行う必要があります。引き続き、町債の発行を伴う投資的経費については、事業の優先度や緊急度を勘案し、事業費の精査を行ったうえで、町債の新規発行を抑制することにより、将来負担の軽減に努めます。

##### (2) 財政健全化計画について

平成20年度に、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画(平成19年度を初年度として、平成23年度まで)を作成しました。本計画は、「集中改革プラン」に基づき、徹底的な総人件費の抑制や事務事業の削減等を前提とした計画となっています。平成23年度においても、引き続き徹底した歳出削減と歳入の確保を行います。

##### (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率について

平成19年6月23日に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく、平成21年度決算に基づく健全化判断比率4指標のうち、将来負担比率は、基金の積み立て、町債の繰上償還、債務負担行為残高の繰上償還等を積極的に進めた結果、116.3%（昨年度128.9%）に改善しました。しかしながら、全国市区町村平均（92.8%）、県内市町平均（96.4%）を上回っており、今後も比率が増加することのないよう、将来負担の軽減に努めます。

#### （4）公会計の整備促進について

平成21年度から、平成20年度決算に基づく連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計画書および純資産変動計算書）を作成し、公開しました。これは、発生主義および複式簿記の考え方の導入を図った新たな会計書類を整備することにより、総合的な財務情報を把握し、町の財政構造を収支勘定と資産の両面から分析するものです。平成23年度は、財務書類から得られる情報をもとに、資産、債務情報を分析し、効率的な財政運営に活用するように努めます。

### 5 重点施策への対応について

平成22年度は、藤澤町政2期目の公約を、引き続き着実に実行すること、また第4次日野町総合計画の最終年度として、これまでの事業の総点検と施策目標の達成を図ることを目的として「重点化事業」を定め、選択と集中による予算配分を行いました。

平成23年度は、第5次日野町総合計画のスタートの年度であり、「ひびきあい「日野のたからを」未来につなぐ自治の力で輝くまち」を将来像として掲げた基本構想（案）に沿った政策と、具体的事業との関連性と効果を十分に議論しながら編成することとします。

平成23年度の財政状況は、今年度よりもさらに厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直しながら、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

#### （1）子どもたちと子育て世代に対する支援

- ・子育て環境の整備
- ・学校教育施設の整備・改修

#### （2）高齢者・障がい者およびその家族に対する支援

- ・生活習慣病の予防、早期発見・早期治療

- ・地域における介護予防の推進

### (3) 産業、農業、観光振興の推進

- ・有害鳥獣対策の強化
- ・特産品の振興および地産地消の推進
- ・地域産業・経済・商業の活性化
- ・グリーンツーリズムの推進

### (4) 安全・安心なくらしの実現

- ・通学路の安全対策の促進
- ・公共交通機関体系の整備
- ・基幹道路の整備促進
- ・公共施設の耐震化

## 6 行政評価の取組について

第5次日野町総合計画の策定にあたり、基本構想や基本計画の中で、今後の日野町が進むべき施策の目標となる指標を設定することとなりますが、その進行管理の方法として、行政評価の手法を導入する予定です。行政評価とは、各事業の実施後に、その効率性、問題点、費用対効果を検証しながら、設定した目標に至っているかどうかを定期的に冷静に確認するツールとして活用する取組です。したがって、平成23年度からは、総合計画の目標達成度を常に念頭におきつつ、政策手段や目標設定を見直しながら、全ての予算を執行することとなります。

これにより、「PLAN（計画）-DO（実施）-CHECK（評価）-ACTION（改善・改革）」というサイクルが継続的に実施され、施策の進行状況にあわせて、各所属が政策形成能力を発揮し、限られた行政経営資源を効率的に配分しながら、住民が主役の「自律のまちづくり」を全庁一体となって推進することとなります。

## 7 予算編成の基本方針について

このような認識のもとに、平成23年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとします。十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 予算編成に当たっては、第4次日野町総合計画の総括と、第5次日野町総合計画の実現に向けての政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。
- (2) 町の方向性を意識し、事業には行政評価の手法を活用して、各業務が何を担っているのか、

どのような進捗状況にあるのかを正確に把握した上で、予算要求にあっては、常に巨視的な観点から、事業の必要性や優先順位を判断すること。

- (3) 予算の積算に当たっては、前年度をベースに行うことなく、単価や数量などを細部にわたり調査し、ゼロベースから見直しを行ったうえで見積もるとともに、過去の決算状況も検証する等、真に必要な額を積算すること。
- (4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第5次日野町総合計画に沿った事業以外は、原則として要求を認めない。また、新規事業に取り組む場合は、目標や終期など設定し、新規事業にかかる経費以上に既存事業のスクラップを図ること。投資的事業については、引き続き縮減するものとする。
- (5) 歳入歳出全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業を含め、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直し、大胆な発想をもって制度を根本から再構築すること。
- (6) 国は、地方への補助金を、省庁を超えて「一括交付金化」することとしており、予算編成に多大な影響を与えることから、法律や制度の改正を含め、その動向を十分注視し、情報収集に努め、的確に把握すること。また、国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、原則事業そのものを廃止、縮小すること。
- (7) 歳入にあっては、受益者負担の原則に基づき、適正な必要額を把握し、負担のあり方を見直すこと。また、町税収入等の自主財源の確保と特定財源の把握に努めること。
- (8) 町税や地方交付税などの歳入が十分に見込めない中、平成23年度の財政見通しは極めて厳しい状況にあることから、歳入に見合った歳出の原則を徹底し、歳出を厳しく抑制すること。
- (9) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。
- (10) 年度途中の補正予算は、次の場合以外は原則として行わないこととするため、的確な年間予算を見積ること。
  - ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの
  - イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
  - ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算に係るもの
  - エ 事業の進捗に伴う精算に係るもの
  - オ 給与関係経費に係るもの